

議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 1 0 月 2 1 日（月）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

議 題

- 1 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
- 2 ハラスメント防止に関する規定の整備について
- 3 陳情の取扱いについて
- 4 委員会 2 年任期試行に向けた具体的内容の検討について
- 5 令和 6 年度議会費予算の補正について
- 6 その他

配付資料一覧

【議題 1 資料】

- 1 尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について（案）

【議題 2 資料】

- 2 尾張旭市議会議員政治倫理要綱（一部改正案：新旧対照表）
- 3 尾張旭市議会議員政治倫理要綱（改正後全文）

【議題 3 資料】

- 4 陳情の取扱いについて

【議題 4 資料】

- 5 委員会 2 年任期試行に向けた具体的内容の検討について

【議題 5 資料】

- 6 令和 6 年度 議会費予算の補正について（1 2 月）

【議題 6 資料】

なし

委員会提案第 号

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び尾張旭市議会会議規則（平成15年議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出する。

令和6年 月 日

尾張旭市議会議長 殿

提出者

議会運営委員長

提案理由

この案を提出するのは、政務活動費の交付の対象の変更に伴い、所要の整備を図るため必要があるからである。

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（交付の対象） 第2条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が2人以上で構成するものをいう。以下同じ。） _____ _____ _____及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。 （ _____会派に対する政務活動費） 第4条 _____会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該 _____会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。	（交付の対象） 第2条 政務活動費は、尾張旭市議会における会派（所属議員が2人以上で構成するものをいう。以下同じ。） <u>のうち会派に対する政務活動費の交付を選択した会派</u>（以下「交付会派」という。）又は所属議員全員に対する個別の政務活動費の交付を選択した会派の議員及び会派に所属しない議員（以下「個別交付議員」という。）（以下これらを「会派等」という。）に対して交付する。 （<u>交付会派</u>に対する政務活動費） 第4条 <u>交付会派</u>に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該<u>交付会派</u>の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額とする。

2 半期の途中において新たに結成された____会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属____会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、____会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた____会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、____会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 6 政務活動費の交付を受けた____会派が、半期の途中において解散したときは、____会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （無会派 議員に対する政務活動費） 第5条 基準日に在職する無会派 議員に対する政務活動費は、月額12,500円と	2 半期の途中において新たに結成された<u>交付</u>会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属<u>交付</u>会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、<u>交付</u>会派に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた<u>交付</u>会派が、半期の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、市長は、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、<u>交付</u>会派は、当該上回る額を返還しなければならない。 6 政務活動費の交付を受けた<u>交付</u>会派が、半期の途中において解散したときは、<u>交付</u>会派は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （個別交付議員に対する政務活動費） 第5条 基準日に在職する<u>個別交付</u>議員に対する政務活動費は、月額12,500円と
---	---

する。 2 半期の途中において<u>無会派</u> 議員となった議員に対する政務活動費は、<u>無会派</u> 議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、<u>無会派</u> 議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において<u>無会派</u> 議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の<u>無会派</u> 議員に含めないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、<u>無会派</u> 議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた<u>無会派</u> 議員が、半期の途中において____会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、<u>無会派</u> 議員は、____会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （経理責任者） 第7条 ____会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。 （収支報告書の提出） 第8条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、<u>無会派</u> 議員に事故	する。 2 半期の途中において<u>個別交付</u>議員となった議員に対する政務活動費は、<u>個別交付</u>議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、<u>個別交付</u>議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。 3 基準日において<u>個別交付</u>議員の辞職、失職、除名若しくは死亡があった場合は、当該議員は第1項の<u>個別交付</u>議員に含めないものとする。 4 基準日において議会の解散があった場合は、<u>個別交付</u>議員に対する当月分の政務活動費は交付しない。 5 政務活動費の交付を受けた<u>個別交付</u>議員が、半期の途中において<u>交付</u>会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、<u>個別交付</u>議員は、<u>交付</u>会派に所属した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。 （経理責任者） 第7条 <u>交付</u>会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。 （収支報告書の提出） 第8条 （略） 2 （略） 3 前項の規定にかかわらず、会派等は、次の各号のいずれかに該当した日から14日以内に第1項の収支報告書を提出しなければならない。ただし、<u>個別交付</u>議員に事故
---	--

等がある場合にあっては、議長が適当と認める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。 (1) 政務活動費の交付を受けた____会派が、解散したとき。 (2) 政務活動費の交付を受けた<u>無会派</u>議員が、____会派に所属したとき。 (3) 政務活動費の交付を受けた<u>無会派</u>議員が、議員でなくなったとき。 (政務活動費の返還) 第9条 (略) 2 政務活動費の交付を受けた____会派が解散したとき又は<u>無会派</u>議員が____会派に所属したときは、当該____会派の経理責任者であった者又は<u>無会派</u>議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は<u>無会派</u>議員が____会派に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。	等がある場合にあっては、議長が適当と認める者に対し、収支報告書の提出を求めるものとする。 (1) 政務活動費の交付を受けた<u>交付会派</u>が、解散したとき。 (2) 政務活動費の交付を受けた<u>個別交付</u>議員が、<u>交付会派</u>に所属したとき。 (3) 政務活動費の交付を受けた<u>個別交付</u>議員が、議員でなくなったとき。 (政務活動費の返還) 第9条 (略) 2 政務活動費の交付を受けた<u>交付会派</u>が解散したとき又は<u>個別交付</u>議員が<u>交付会派</u>に所属したときは、当該<u>交付会派</u>の経理責任者であった者又は<u>個別交付</u>議員であった者は、当該会派等が交付を受けた政務活動費の総額から、当該解散の日又は<u>個別交付</u>議員が<u>交付会派</u>に所属した日までに支出した政務活動費の総額を控除した額を、前条第3項の収支報告書の提出以後、速やかに返還しなければならない。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の尾張旭市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

○ 尾張旭市議会議員政治倫理要綱

【新旧対照表】

改 正 前	改 正 後
(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>その地位を利用し、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける</u> 行為をしないこと。 (7)・(8) (略) 2 (略)	(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)～(5) (略) (6) <u>セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</u> (7)・(8) (略) 2 (略)

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

尾張旭市議会議員政治倫理要綱

平成26年2月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に対する市民の信託に応えるため、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、選挙によって信託を受けた代表として、地方自治の本旨に基づき、高い倫理観と品位の保持に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
 - (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。）が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は市が行う許認可に関して、不当な関与をしないこと。
 - (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
 - (5) 市職員の人事に関して、不当な関与をしないこと。
 - (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントその他のハラスメント及び人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
 - (7) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。
 - (8) 政治活動に関する寄附について、道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取扱いをさせるよう措置すること。
- 2 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(兼業に関する遵守事項)

第4条 議員は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の議員の兼業禁止の規定に基づき、市民に対し疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。

(審査の請求)

第5条 議員は、他の議員がこの要綱に違反する行為をした疑いがあるときは、審査請求書（第1号様式）に資料を添え、3人以上の署名とともに議長に審査を請求する。

(審査会の設置等)

第6条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、尾張旭市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が各派代表者会に諮り、議員のうちから選任する。

3 委員の定数は、7人とする。

4 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。

5 審査会の組織及び運営は、次に定めるところによる。

(1) 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(2) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決定する。

6 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得て、非公開とすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(審査会の調査)

第7条 審査会は、審査の請求があった議員（以下「対象議員」という。）に審査請求があった旨を通知するものとする。

2 審査会は、対象議員に対し、審査又は調査に必要な資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査又は調査のため必要があるときは対象議員の出席を求め、

その説明を求めることができる。

- 4 対象議員は、審査会において弁明をすることができる。なお、弁明を行う対象議員は、事前に弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。

(審査会の結果)

第8条 審査会は、審査が終了したときは、議長に対して審査結果の報告書を提出するものとする。

- 2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。

(議会の措置)

第9条 議長は、審査会からの審査結果の報告書を尊重し、この要綱に違反する行為があったと認めるときは、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) この要綱を遵守するため警告し、誓約書の提出を求めること。
- (2) 議会の役職を停止すること。
- (3) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査会及び議長が必要と認める措置を行うこと。

(審査結果の公表)

第10条 議長は、第8条の審査結果の報告書が提出されたときは、審査会の審査概要及び審査結果を公表するものとする。前条各号に定める措置を講じたときも、また同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

審 査 請 求 書

尾張旭市議会議長 殿

請求者（代表者）
尾張旭市議会議員

尾張旭市議会議員政治倫理要綱第5条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求対象議員
- 2 審査請求の対象となる事由
- 3 審査請求の対象となる事由の内容
- 4 審査請求の対象となる事由を証する資料（☐あり・☐なし）

(裏面)

請求者

尾張旭市議会議員

//

//

陳情の取扱いについて

1 はじめに

議長引継ぎ事項の1つに『陳情の取扱いについての検討』があり、議会運営委員会の中で検討を進めることとなった。

【引継ぎ内容】

尾張旭市議会における陳情については、過去に議会の審査になじまないと思われるものなどがあった。この現状を鑑み、陳情制度の趣旨を尊重した上での適切な取扱いについて検討をお願いしたい。

※ 議会の審査になじまないものとしては、本市に処理権限がない、本市の事業に該当しない、趣旨や願意が不明瞭といったものが考えられる。

2 陳情制度の趣旨等

陳情は請願と同じく、市民等が議会に対し実情を訴え、相当の措置を要望するものである。しかしながら、請願については、憲法第16条において権利を保障しており、地方自治法において具体的取扱いを規定しているが、陳情については、一定の事項について適当な措置を要望する事実上の行為であって、請願と同様に処理すべきとする法律上の義務はない。

3 現在の処理方法

尾張旭市議会では、原則、請願と同様の取扱いをしている。

4 想定される処理方法

請願と同様に取扱わない場合の処理方法としては、次のものが考えられる。

- (1) 市内在住者及び市内所在団体からの陳情のみ、請願と同様に取り扱う。
- (2) 委員会のみで審査を行い、本会議では採決しない。
- (3) 陳情書を所管委員会に参考送付する。
- (4) 陳情書又は陳情文書表を全議員に配付する。
- (5) 議長が陳情を受理するにとどめる。

○陳情の取扱いについて（補足資料）

《尾張旭市議会会議規則（抄）》

【現在の規定】

（陳情書の処理）

第85条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

【平成15年の会議規則全部改正前の規定】

（陳情書等の処理）

第132条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

以前の規定は、請願並みの形式と内容を整えているものは請願と同じように審査し結果を出すという扱いの規定であったが、現在の規定は、より柔軟な対応が可能となっている。

《地方自治法（抄）》

【現在の規定】

〔常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会〕

第109条 （略）

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(1)～(3) （略）

4～9 （略）

【平成24年の地方自治法一部改正前の規定】

「……議案、陳情等を審査する」



これまでのような、原則、請願と同様の取扱いをするという考えではなく、会議規則等の規定に沿った考えで、必要と認めたものを、請願と同様に取り扱うことも考えられる。

尾三１１市議会における陳情の処理状況

瀬戸市	●市内在住の者又は市内所在の団体、かつ、瀬戸市が処理権限を持つものは、請願と同様の取扱い。 ●上記以外のもの、瀬戸市の事業に該当しないもの、審査になじまないものについては、配付するのみ。
春日井市	●全議員へ文書表を配付するのみ。
豊田市	●所管委員会で審査は行うが、採決は行わない。
小牧市	●写しの電子データを全議員へ配付する。 ●定例会初日に文書表を配付、受理報告をしており、委員会での審査は行わない。
豊明市	●議会運営委員会で委員会に付託するものと写しを配付するものについて協議する。 ●写しを配付するものとしては、『郵送によるもの及び毎年、多項目にわたる内容の陳情、要望の類及び１年以内に議会で議決され、その後の事情変更がないと認められる場合を基準とする』としている。
日進市	●内容に応じて、全議員へ写しの配付とするか、会派代表者会議の議題とするかを判断する。
清須市	●審査除外基準を定めており、議長がこの基準に該当すると判断した陳情は、議会運営委員会で承認を得た後、掲示処理する。
北名古屋	●各派代表者会で審査する必要があると認められたものについては、定例会で処理する。 ●定例会で処理しない陳情については、議長の決裁後、議会事務局で保管する。
みよし市	●議会運営委員会で陳情の上程の可否及び付託委員会を諮る。
長久手市	●委員会で審査をする。 ●意見書の提出を求める内容の場合は、全議員に写しを配付するに留める。

○委員会2年任期試行に向けた具体的内容の検討について

議会みらい創造特別委員会の検討結果に基づき、令和7年度、8年度の常任委員の2年任期の試行に向け、試行を行うに当たっての具体的な取組内容について検討していくもの。

《想定される取組》

○ 予算・決算審査のサイクル

1年の任期の場合は、9月の決算審査が3月の当初予算にどのように反映されているかまでで終わってしまうことが考えられたが、さらに次の1年間で予算・決算審査の前年度との比較など、より深い審査につなげる。

○ 委員会行政調査の有効活用

令和8年度は、議員の任期4年の最終年度である。8月又は10・11月に行政調査を行った場合は、その調査結果を委員会審査に有効活用できないおそれも懸念される。令和7年度末あるいは令和8年度当初に行政調査先を決めておき、令和8年度の早い段階から行政調査を進め、委員会の審査に、より有効に活用する。

○ 意見交換会での意見交換の充実

毎年申込みがある団体との意見交換会においては、2年続けて意見交換をすることにより、前回の意見が1年経ってどのようになっているのかなどの、より充実した意見交換につなげる。

令和6年度 議会費予算の補正について（12月）

【 82-0970 議会運営事業 】

単位：円

名 称	予算額	補正額	補正後
委託料 （会議録検索システム 委託料）	1,091,000	248,000	1,339,000
計	1,091,000	248,000	1,339,000

《内訳》

会議録検索システム委託料：248,000 円

増加見込額 750 ページ×300 円×1.1＝247,500 円

【 98-0101 議員報酬 】

単位：円

名 称	予算額	補正額	補正後
職員手当等 （議員期末手当）	42,822,000	630,000	43,452,000
共済費 （議員共済会負担金）	32,768,000	▲2,270,000	30,498,000
計	75,590,000	▲1,640,000	73,950,000

《内訳》

議員期末手当【予定額】43,451,705 円

【6月分】 予算 21,410,990 円

実績 21,410,990 円

【12月分】 予算 21,410,990 円

予定 22,040,715 円（+629,725 円）

※ 基準額×1.45×1.75（1.70 から変更予定）

※ 特別職報酬等審議会の答申による。

議員共済会負担金【確定額】30,497,600 円

430,000 円×20 人×12×29.3/100＝30,237,600 円（給付負担金）

13,000 円×20 人×＝260,000 円（事務負担金）

※ 負担金の額は、毎年4月1日現在の標準報酬月額総額の総額に12を乗じて得た金額に、総務省令で定める率（令和6年度は100分の29.3）を乗じて得た金額とされている。

補正総額

▲1,392,000 円

（裏面へ）

<説明>

- 当初の予定より会議が多く開催されたことなどから、増額補正する。
- 12月支給の議員期末手当の額が、人事院勧告に伴い、特別職報酬等審議会の答申を受けて0.05か月分増額する予定である。
- 令和6年度の議員共済会負担金の額が確定したため、不用額を減額補正する。